○国土交通省告示第二百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

嶽川第二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県唐津市浜玉町平原

字藤ノ谷　甲四二八六番一　一号
甲四二一七番一　二号
甲四二八八番二　三号
甲四二八四番二　四号
甲四二七五番　六号
甲四二七五番　七号
地先道路敷
甲四三三九番一　五号
字上妙

○関東地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百五十七号　船橋市栄町二丁目六番五地先から同市西浦二丁目七番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
足利市久保田町字吉次塚四九八番一から同市久保田町字島合三一〇番一まで	前	三四・〇〇～四九・〇〇メートル	二四〇キロメートル
	後	三四・〇〇～三四・五〇メートル	〇・二四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○国土交通省告示第二百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野郭川第二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県唐津市七山木浦

字野郭　一六八六番一　一号
一六六二番　二号
一六五八番二　三号
一六四九番　四号
一六四四番一　五号
一六四六番　六号及び七号
一七〇二番　八号
一六九九番一　九号

○関東地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
調布市布田二丁目一番一から同市布田一丁目一七番七まで	前	一八・二六～一八・二六メートル	二キロメートル
	後	一八・二六～二五・二二メートル	〇・三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市三和町菟原下小字柏田八一二八番一から同市三和町菟原下小字柏田八一二八番二まで	前	一八・〇一～一九・六三メートル	一六キロメートル
	後	一六・二五～二二・九八メートル	〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市字上小田小字八幡一六八三番から同市字上小田小字八幡一六八四番一まで	前	九・六七～一七・一九メートル	〇・〇五三キロメートル
	後	一一・三一～一七・七五メートル	〇・〇五三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　福知山市字上小田小字八幡一六八三番から同市字上小田小字八幡一六八四番一まで　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月十日